

平成 26 年 3 月吉日

お客様各位

株式会社 カネカメディックス
東京事業所
営業部 業務グループ

消費税改正に関する弊社対応のお知らせ

拝啓、貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立て賜り誠にありがとうございます。

表題の件、平成 24 年 8 月「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」（平成 24 年法律第 68 号）が公布され、平成 26 年 4 月 1 日から消費税率が 8% に引き上げられます。つきましては平成 26 年 4 月 1 日からの取引金額につきまして、誠に勝手ながら下記の通りとさせて頂くこととなりましたのでご案内申し上げます。

敬具

記

1. 平成 26 年 4 月 1 日以降のお客様お引渡し分より新税率 8% で請求させていただきます。
2. 長期・短期貸出在庫における使用報告に関しましては、平成 26 年 3 月 31 日までのご使用報告であれば、従来の税率 5% で請求させていただきます。
※ 4 月 1 日以降の御注文書に使用日の記載がない場合は、誠に勝手ながら、注文日を
使用日として登録させていただきますので、ご了承賜りますようお願い致します。
3. 4 月度の請求書から明細行毎の消費税をご記入させていただきます。

大変お手数ですが、消費税額の計算等に係るご不明点やご要望などがございましたら、ご遠慮なく、当社（東京事業所 業務グループ 中谷・木下 03-5461-3864）までご連絡頂きますようお願い申し上げます。

以上